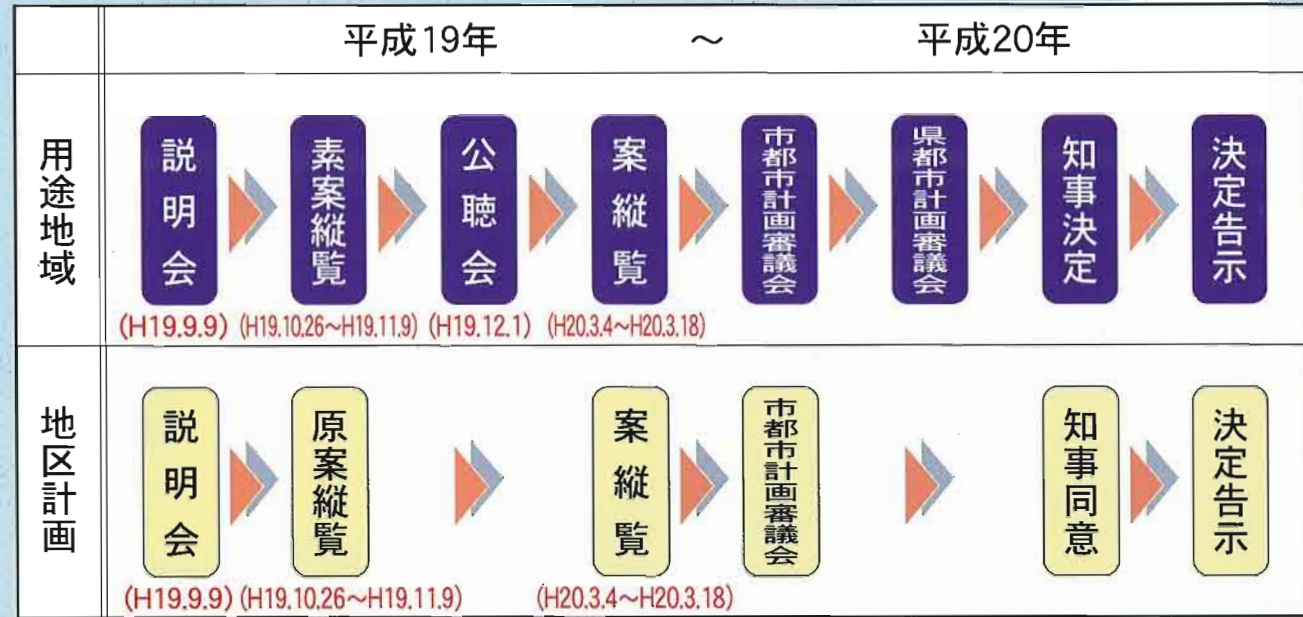


# 用途地域及び地区計画の概ねのスケジュール

木地区土地区画整理事業地区内の用途地域の変更及び地区計画については概ね次のようなスケジュールで進められております。これらに関する問い合わせは、流山市都市計画部都市計画課(TEL 04-7150-6087)にお願いします。



※「高度地区」は地区計画と同様です。

## 建築行為の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可(土地区画整理法第76条申請)が必要ですので『行為許可申請書』を提出してください。

なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。(問い合わせ先:木地区換地課)

## 権利変動届出について

地区内の土地を売買・相続等により所有権の移転をした場合は、登記事項証明書を添付して、権利変動届を提出してください。また、借地権等の権利変動が生じた場合にも届出してください。

なお、様式については、流山区画整理事務所に用意してあります。(問い合わせ先:木地区換地課)



## 問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

- 木地区換地課(換地等に関すること) ☎04-7150-4501
- 管理移転課(補償等に関すること) ☎04-7150-4507
- 木地区工務課(工事等に関すること) ☎04-7150-4503

第6号

流山都市計画事業木地区  
一体型特定土地区画整理事業

平成20年3月17日発行  
発行/千葉県東葛飾地域整備センター  
流山区画整理事務所  
〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地  
☎04(7150)4501

# 流山木地区

# まちづくりだより

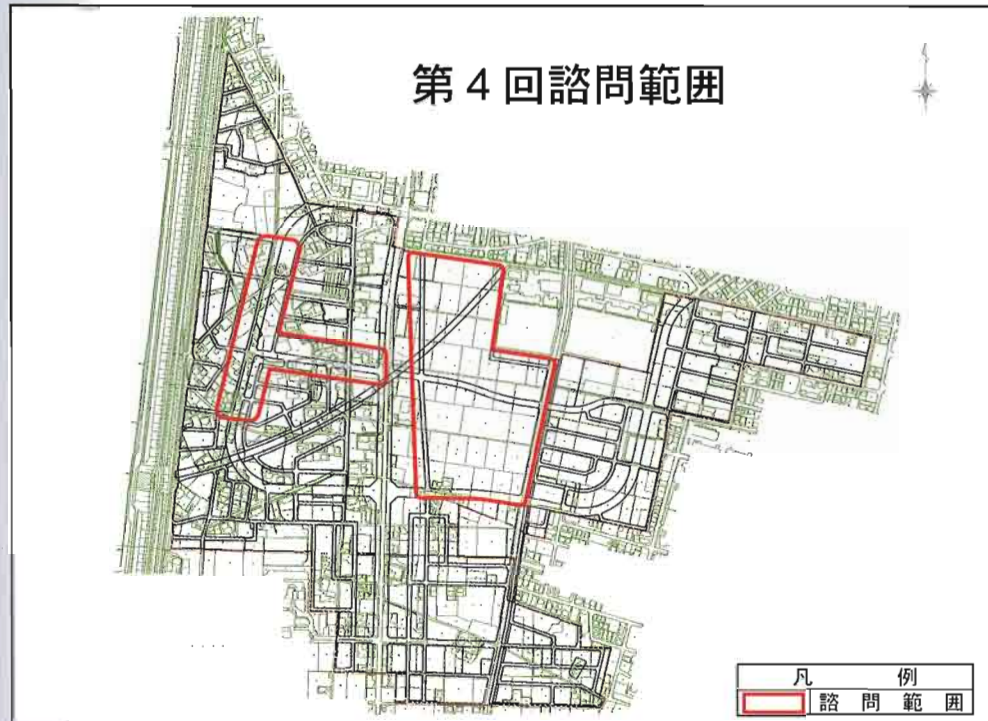


【坂川土地改良区の旧第二揚水機場】

# 千葉県

## 第4回審議会が開催されました

第4回流山都市計画事業木地区一体型土地区画整理審議会が、平成19年1月13日(火)流山区画整理事務所で開催されました。



議案は「仮換地指定について」の諮問です。

《審議の内容は以下のとおりです》

今回の仮換地指定の諮問範囲は、図面の赤枠で囲まれた2つのブロックですが、主に街区の集合住宅用地整備に関連する土地について、12件の仮換地指定の諮問をいたしました。審議会からは「承認する」旨の答申をいただきました。

## 平成20年度工事の概要について

昨年度に引き続き、右岸調整池及び左岸調整池の整備工事と集合住宅用地(67街区)、大規模保留地(70街区)及び南流山幼稚園周辺の宅地造成工事を実施しており、いずれも、平成20年度完成を目指して整備を進めます。都市計画道路木流山線が神明堀に架かる箇所の橋梁築造工事にも着手しております。

主要地方道松戸野田線の西側の地区では、都市計画道路木南流山線上の家屋の移転先となる宅地造成工事を引き続き実施し、また、都市計画道路木南流山線と主要地方道松戸野田線を連絡する12メートルの区画道路を整備するため、県道西側付近の宅地造成工事を実施します。

新たに着手する工事(赤色で着色部分)として、主要地方道松戸野田線の西側地区で、江戸川沿いの集合住宅用地や「つくばエクスプレス線」南側の宅地造成工事に着手します。また、神明堀に架かる残り2本の橋梁工事にも着手します。



【南流山中学校附近の宅地造成工事】

【雨水管布設工事】

## 第5回審議会が開催されました

第5回流山都市計画事業木地区一体型土地区画整理審議会が、平成20年3月7日(金)流山区画整理事務所で開催されました。

議案は「仮換地指定について」及び「保留地の設定について」の2諮問です。

《審議の内容は以下のとおりです》

今回の仮換地指定の諮問範囲は、図面の赤枠及び青枠で囲まれた5つのブロックですが、主に街区の集合住宅用地整備に関連する土地について、60件の仮換地指定の諮問をいたしました。

また、保留地の設定について諮問をいたしました。

審議会からはそれぞれ「承認する」及び「同意する」旨の答申をいただきました。

